

学位論文審査の要旨

学位申請者	重田 香澄 比較社会文化学専攻 2019年度生(再入学)		論文題目	撰関期貴族社会における情報の流通と構造 —藤原実資と『小右記』を軸として—
審査委員	主 査:	古瀬奈津子 教授	インターネット 公表	学位論文の全文公表の可否 : 否
	副 査:	松岡 智之 准教授		「否」の場合の理由
	副 査:	大藪 海 助教		<input type="checkbox"/> ア. 当該論文に立体形状による表現を含む
	審査委員:	和田 英信 教授		<input type="checkbox"/> イ. 著作権や個人情報に係る制約がある
審査委員:	倉本 一宏 教授 (国際日本文化研究センター)	<input checked="" type="checkbox"/> ウ. 出版刊行されている、もしくは予定されている <input checked="" type="checkbox"/> エ. 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている		
学位名称	博士 (人文科学) (Ph. D. in Japanese History)			<input type="checkbox"/> オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている ※本学学位規則に基づく学位論文全文の インターネット公表について

学位論文審査・内容の要旨

本論文は、撰関期の貴族藤原実資とその日記である『小右記』を中心に、10世紀後半から11世紀前半の貴族社会における公事情報の構造と利用について検討し、当該期の社会を考察しようとするものである。

第一部「典拠と秩序」では、まず、当該期の貴族藤原実資の日記『小右記』を取り上げ、貴族社会に共有される公事情報である律令格式・官撰儀式書・公日記類と、公卿の需要に応えるための父祖の日記など私日記類という文字情報の構造があること、記主の身分が上昇するに伴い、官人から集められる情報が増えることなどを明らかにした。つぎに、勘文について、情報として正統性があること、手続きに関係する者以外は入手しにくい情報であったこと、平安前期の勘奏では漢籍と国典がともに用いられていたが、院政期には漢籍を引く明経道勘申と先例(外記日記)を引く外記勘申に分化していくことを述べた。

第二部「例の解釈と適用」では、まず、脩子内親王着裳を取り上げ、見解の相違に基づき、公事として固定化されていく儀式における先例の適用論理を考察し、公事の枠組みから外れると主催者の方針によるところが大きいことを考察した。つぎに、季御読経の巻数奏について、一条朝前半の儀式の混乱期と道長による再整備期に小野宮流が公卿を輩出しない時期を挟んで「一家例」として忠平の口伝を読み替えていったことを指摘した。

第三部「情報の流通と社会」では、まず、三条天皇の長和度の大嘗会を取り上げ、検校上卿である藤原実資と大嘗会の式文を作成した従兄弟藤原公任をはじめとする公卿間の情報のやりとりから、大嘗会の運営と式文の作成過程を追った。ここで見られる公卿間の双方向的な情報のやりとりは、この時期までは確認できるが、道長薨去前後から公卿間の情報は実資に集約されるようになる。つぎに、公事についての記事に頻出する「例」「儀」「説」の語と門流意識について考察し、公事が門流・家を問わず共有される要素と氏・家に帰属する要素の上に構成され、時代が下ると「説」と門流意識が結びつくことを指摘した。

以上のことから、撰関期における公事情報の流通は、一条朝前半までは官撰典籍・公日記類を中心に情報が共有されていたが、一条朝前半の廟堂構成員の目まぐるしい交替は公事情報に混乱をもたらし、寛弘期以降、廟堂の首班となった道長はその再構成を目指す過程で、異説を門流で説明し、官撰典籍・公日記類にない公事に私日記類を当てようになる。道長薨去後には、撰関頼通と密に連絡を取る一上実資、公卿層・実務官人層の中で突出した存在が撰関との関係で形成され、その下に各家・氏が組織された。頼通期に形成された撰関へと公事情報が集約される構造は院政期にも踏襲され、「日記の家」が形成された。

審査委員会は、令和元年12月25日、同2年1月31日、2月18日の3回行われた。審査委員からは情報の流通という視点が新しく意義があること、撰関期における私日記の公事情報源としてのあり方が院政期以降とは異なること、撰関期の公事情報の流通は三期に分けて考えられ、道長によって公事情報の再構成が行われたことなどが研究成果として高く評価された。一方で、論文題目が抽象的なので実資や『小右記』に触れた副題を付けた方がよいこと、序章での問題提起に対応した終章とすべく充実化を図ることなどが指摘された。申請者はこれらの指摘に対して真摯に修正を行い、2月18日の公开发表会では論文の概要とその一端を明快に説明し、質問に対して的確に回答を行った。よって、審査委員会は、本論文を、博士(人文科学)、Ph.D.in Japanese History を授与するに相当するものと認めた。